

平成 30 年 10 月 17 日
国 税 庁

「平成 30 年 7 月豪雨」に係る国税の申告・納付等の
一部の地域における期限延長措置の終了について

- 1 平成 30 年 7 月豪雨に伴い、国税通則法第 11 条及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 7 月 19 日付国税庁告示(国税庁告示第 18 号)により、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域について同月 5 日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。
- 2 今般、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における被災後の状況などを踏まえ、平成 30 年 10 月 17 日付国税庁告示により、次に掲げる地域（指定地域のうち岡山県倉敷市真備町を除いた地域）に国税の納税地を有する者に係る延長期限の期日を平成 30 年 11 月 27 日とすることとしました。

都道府県名	地 域
岡 山 県	岡山市（北区・東区）、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広 島 県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町）
山 口 県	岩国市周東町
愛 媛 県	宇和島市、大洲市、西予市

（注）岡山県倉敷市真備町に納税地を有する方の申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。

- 3 この期日以降においても、平成 30 年 7 月豪雨による災害等により申告・納付等ができない方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができますので、状況が落ち着きましたら、所轄の税務署へご相談いただきますようお願いいたします。